

重要計画付議(報告)書

令和5年12月27日

部課名(教育部)

1 件名	『西予市文化財保存活用地域計画』の国認定について
2 計画の概要	<p>文化財保存活用地域計画は、平成31年4月施行の改正文化財保護法で新たに制度化されたもので、市区町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画。中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランの両方の役割を担う。</p> <p>人口減少に伴う後継者不足をはじめ文化財の保存と活用に関する課題が山積するなか、多くの関係者の参画のもと、計画的・継続的に文化財の保存・活用を図るために作成。</p> <p>『西予市文化財保存活用地域計画』では、西予市や西予市の文化財の概要と特徴を踏まえ、西予市を「うみ」「さと」「やま」に地域区分し、それぞれの歴史文化の特徴を抽出した。そのうえで、西予市が目指す姿を示し、市民ヒアリングや合併後の取組をもとに、西予市の文化財の保存と活用に関する課題を明らかにし、課題に対する方針、方針に基づく措置を記載した。さらに、文化財を指定・未指定に関わらず歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとしてとらえた関連文化財群を設定し、関連文化財群における課題、課題に対する方針、方針に基づく措置を記した。計画期間は令和6年度から15年度までの10年間としている。</p>
3 関係法令等	文化財保護法
4 関係課	まなび推進課
5 その他	

備考：計画書を付議又は報告する場合に使用

会議結果報告書

令和6年2月1日

1 会議日時	令和6年1月5日
2 場 所	議員全員協議会室
3 件 名	「西予市文化財保存活用地域計画」の国認定について
4 出席者	市長、副市長、教育長、各部長級職員、総務課長、財政課長、政策推進課長、なまび推進課長、政策推進課関係職員
5 会議結果	<input type="checkbox"/> 案のとおり決定する <input type="checkbox"/> 一部修正の上、決定する <input type="checkbox"/> 継続して検討する <input type="checkbox"/> 案を否決する <input checked="" type="checkbox"/> 報告を了承する
6 会議内容	<p>●西予市文化財保存活用地域計画の推進主体はどこか。 →行政、専門家、文化財保護審議会、物産協会、商工会等で構成する西予市文化財保存活用地域計画協議会の中で進捗管理し、事業を推進する。</p> <p>●文化財保護に関する後継者育成について、計画に盛り込まれているのか。 →若い世代への継承は重要であり、自分たちが文化財を守るという気運の醸成を図ることが必要である。「西予文化財応援団の設立と育成」を計画に盛り込んでいる。</p> <p>●文化財に関しての交流拠点の方針、整備に係る予算や国の補助について、観光事業との連携は。 →古墳を中心とした遺跡の紹介展示や案内、地元住民と来訪者との交流拠点施設を検討しており、地域づくり活動センターもこの拠点の一つになると考える。国や県の指定文化財について、地域計画の策定により、補助の優先採択や加算が受けられる。</p> <p>●計画に基づく、事業のスケジュールは。 →具体的な計画はこれからであり、まずは市民に周知するために講演会などを予定している。</p>

備考：会議内容を簡潔に記載すること

19 西予市文化財保存活用地域計画【愛媛県】

【計画期間】 令和6～15年度
(10年間)

【面積】 514.34km²

【人口】 約3.5万人

【関連計画等】 日本遺産～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～(H27年度)、
四国西予ジオパーク(H25.9日本ジオパーク)



うみ ← さと ← やま

指定等文化財件数一覧 指定等文化財は250件 未指定文化財は906件

区分/種別	国				県	市	計		
	指定	選定	選択	登録					
有形文化財	建造物	1	-	-	10	0	44	55	
	美術工芸品	絵画	0	-	-	0	3	1	4
		彫刻	0	-	-	0	1	17	18
		工芸品	0	-	-	0	1	5	6
		書跡・典籍	1	-	-	0	0	6	7
		古文書	0	-	-	0	2	5	7
		考古資料	0	-	-	0	0	19	19
歴史資料	0	-	-	0	0	8	8		
無形文化財	0	-	1	0	0	1	2		
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	-	-	0	2	15	17	
	無形の民俗文化財	0	-	3	0	5	32	40	
記念物	遺跡(史跡)	2	-	-	0	6	24	32	
	名勝地(名勝)	0	-	-		1	3	4	
	動物、植物、地質鉱物(天然記念物)	0	-	-		5	24	29	
文化的景観	-	1	-	-	-	-	-	1	
伝統的建造物群	-	1	-	-	-	(1)	-	1	
文化財の保存技術	-	0	-	-	-	-	-	0	
計	4	2	4	10	26	204	250		
				20					

歴史文化の特徴

うみ：宇和海リアス海岸地帯の人々の営み

宇和海沿岸の漁業の好不漁を補う斜面地農業が展開する中で、地形や地質を活かした独特の段畑景観が形成された。高山や三瓶など一部では工鉱業化が進展し、町の発展を促した。荒ぶる牛鬼が特徴の祭りは、地域の紐帯となっている。

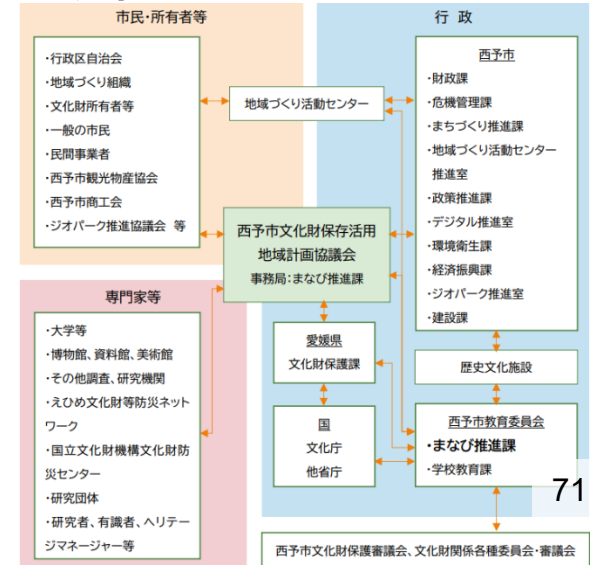
さと：南予の中核・宇和盆地

宇和盆地は先史・古代から稲作と周辺との交流を背景に、南予の中核としての役割を果たした。中世には西園寺氏の支配下にあり、近世には在郷町、宿場町、四国遍路札所の門前町として発展し、近代以降の発展の礎を築いた。

やま：山間地農業と茶堂のある農山村

藩政期から泉貨紙生産や樫栽培が盛んで、峠を介した土佐との交流や肱川を介した物資の運搬が盛んに行われた。こうしたなか、茶堂の接待文化、虫送りや花取り踊り、念仏踊りなど山間部独特の文化を育んできた。

推進体制



【目指す姿】文化・文化財を守り活かす取り組みで、文化を楽しむ人が増え、まちの魅力が増えています。

文化財のもつ可能性

地域の基盤をなす自然環境のもと、その地域に住む人々や地域に関係する人々によって生み出され、育まれてきた文化を体現するのが文化財である。文化財はある地域の個性を理解し語るうえで欠かすのことでない共有の財産である。地域コミュニティが主体性をもって地域の特性を活かしたまちづくりに取り組む西予市にとって、文化財の保存・活用の取り組みが必要である。文化財の持つ可能性を活かし市が目指す姿を実現するため、文化財の調査・把握、文化財の保存、文化財の整備・活用の三つの方向性を定める。

文化財の保存・活用

	文化財の調査・把握	文化財の保存	文化財の整備・活用
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○部分的な把握に留まる文化財の種別等がある。 ○文化財の内容を確認する統一した資料がない。 ○地域の価値の見つけ方がわからない。 (ほか) 	<ul style="list-style-type: none"> ○保存修理が必要な文化財がある。 ○文化財の防災対策が十分ではない。 ○文化的所産を顕彰する仕組みがない。 (ほか) 	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史文化の特徴を理解するための施設がない。 ○文化財保護活動への参画を希望する市民等の受け皿がない。 (ほか)
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・把握の進んでいない文化財の把握を進める。 ・文化財の詳細な情報を記載したカルテを作成する。 ・文化財を活かした地域づくり活動における文化財の価値の把握や調査を支援する。 (ほか) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて適切な保存修理を施す。 ・文化財の災害予防対策を講じる。 ・本市独自の顕彰制度を創設し運用する。 (ほか) 	<ul style="list-style-type: none"> ・西予市のうみ、さと、やまの歴史文化の特徴を理解できるようエリアごとの展示施設を活用する。 ・文化財保護活動に参画する人々の受け皿となる団体を設立する。 (ほか)
措置の例	<p>4. 文化財カルテの作成 文化財の概要、所有者連絡先、遺存状態、保管状況、予想される災害等の情報を盛り込んだ指定等文化財のカルテを作成する。 ■行政、市民、所有者等 ■R6～15</p> <p>5. 地域づくり活動における文化財調査の支援 文化財を活かした地域づくり活動における文化財の価値の把握について、専門家の紹介や調査の実施などの支援を行い、地域づくり活動を後押しする。 ■行政、市民、所有者等、専門家等 ■R6～15</p>	<p>8-2. 保存修理の実施 市所有の指定等文化財の保存修理を実施する。民間所有の指定等文化財については保存修理を促し、保存修理には補助金を交付する。 ■行政、市民、所有者等、専門家等 ■R6～15</p> <p>12. せいよ地域遺産制度(仮)の創設、運用 未指定文化財や必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、市や地域にとって重要で次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産を検証する制度を創設し運用する。 ■行政、市民、所有者等、専門家等 ■R6～15</p>	<p>15-2. ガイダンス施設の整備と活用 歴史文化の理解を深めるとともに、文化財保護活動や文化財を活かした地域づくり活動に関わる市民の活動拠点、市民と来訪者の交流拠点としてガイダンス施設を設置する。 ■行政、市民、所有者等、専門家等 ■R6～15</p> <p>18. せいよ文化財応援団(仮)の設立と育成 市内の文化財に関する諸活動に参加し、文化財の保存や活用を支援する団体を設立し育成する。 ■行政、市民、所有者等、専門家等 ■R6～15</p>

西予市の関連文化財群

構成する文化財の多寡、構成する文化財の調査の進み具合、活用の核となる文化財の有無などの観点から、次の4つを設定した。

うみ：宇和海と段畑における農漁業

宇和海沿岸ではリアス海岸の入江湾奥の狭小な扇状地に集落が営まれ、近世は鰯網漁が盛んで谷筋で稲が、斜面地では麦、甘藷、樫などの栽培が行われた。近代には不漁もあって縞（木綿）織りが盛んになり、九州や土佐の山間部等への行商で現金収入を得た。明浜では養蚕が盛んになり桑栽培のため段畑の石垣化が進み、養蚕関連施設が整備された。三瓶では近海・遠洋漁業も行われ、埋立地での紡績業など工業化が進み商店街や住宅地の形成・発展につながった。両地域とも、昭和30年代からは斜面地での柑橘栽培と沿岸での養殖・シラス漁が盛んになった。

措置

1. 文化財の調査
2. サインの更新
3. 展示の更新
4. 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観の保存、整備



さと：稲作と交流に支えられた宇和盆地の遺跡群

縄文時代からの四国西南部と九州との交流を下地として、弥生時代前期に宇和盆地に稲作が伝播・定着した。また宇和盆地は、九州、松山平野（瀬戸内）との交流により先進的な文化を入手し、文物を西南四国各地へ送り出した。このような稲作と各地との交流を背景に、宇和盆地は南予の中核としての位置を確立した。古墳時代前期には前方後円墳が複数築造されたほか中期以降も古墳が営まれ、朝鮮半島など東アジア世界とのつながりも垣間見える。古代には寺院や官衙関連遺跡が営まれるなど、宇和盆地は古代国家が古代南予に設置した広大な宇和郡の中心だった。

1. 初期稲作文化の顕現
2. 古墳群の調査・研究の実施
3. 古墳群の保存と整備
4. 古墳展示の再整備とガイダンス施設、サインの整備
5. 葬送儀礼の復元など体験事業の実施



さと：交通の要衝が生み出した町並み

伊達氏を藩主として迎えた宇和島藩において随一の米の生産量を誇った宇和盆地は、大洲と宇和島の間中にあり、八幡浜、野村などの結節点にあたる交通の要衝だった。のちに卯之町と呼ばれるようになった松葉町は計画的な地割に基づき町が形成され、街道の宿場町としてまた四国八十八箇所霊場明石寺の門前町として発展し、武士や商人、僧侶、四国遍路などが行き交った。天保期に卯之町で開業したシーボルトの高弟・二宮敬作の影響を受けた者たちは、産業振興、金融、教育等を通じ幕末から近代の卯之町の発展に貢献した。

1. 旧開明学校校舎の保存修理
2. 卯之町の再評価
3. 保存計画の改訂
4. 卯之町の歴史を理解する展示・標示
5. 空き家対策の検討
6. サイン整備



やま：茶堂と農山村のまつり・行事

当市の山間部では、旧道沿いに茶堂と呼ばれる一間四方宝形造の辻堂が設けられ、農作業の休憩所、実盛りなどの年中行事の拠点、遍路や旅人の接待場所など多目的に利用されてきた。現在160棟を超える茶堂は、当地の山村景観の特徴的な構成要素でもあり、茅葺屋根の維持をはじめとして、茶堂を残し伝える取組が行われている。茶堂や花取り踊りは、土佐と共通する文化としても特徴的である。このほか、遊子谷の神仏講の習俗、土居の御田植行事、窪野の八ツ鹿踊り、楽念仏（念仏踊り）なども山間部に特徴的な行事、伝統芸能である。

1. 茅葺き講座との連携
2. まつり・行事の実態の把握
3. 茶堂や農山村のまつり・行事の展示と発信
4. 茶堂や農山村のまつり・行事の記録作成
5. まつり・行事体験の実施



【関連文化財群】 稲作と交流に支えられた宇和盆地の遺跡群

▼ 概要 地域：さと 歴史文化の特徴：南予の中核・宇和盆地

縄文時代からの四国西南部と九州との交流を下地として、弥生時代前期に宇和盆地に稲作が伝播・定着した。また宇和盆地は、九州、松山平野（瀬戸内）との交流により先進的な文化を入手し、文物を西南四国各地へ送り出した。このような稲作と各地との交流を背景に、宇和盆地は南予の中核としての位置を確立した。古墳時代前期には前方後円墳が複数築造されたほか中期以降も古墳が営まれ、朝鮮半島など東アジア世界とのつながりも垣間見える。古代には寺院や官衙関連遺跡が営まれるなど、宇和盆地は古代国家が古代南予に設置した広大な宇和郡の中心だった。

▼ 構成文化財



※各遺跡出土品を含む



笠置峠古墳（県指定）



蕨手刀（市指定）

▼ 関連文化財群に関する課題

- 初期稲作文化を理解できる場がない。
- 価値が十分に明らかになっていない古墳が多い。
- 古墳や地域の歴史文化を理解しかつ史跡に関する市民活動、来訪者との交流拠点がなく史跡等のサインが限られている。

▼ 関連文化財群に関する方針

- ・初期稲作文化の調査研究を進め展示等で理解できるようにする。
- ・古墳の調査を継続し価値を明らかにし、保存整備を図る。
- ・ガイダンス施設を整備し、地域内の文化財のサイン整備を進め、葬送儀礼の復元などの活用事業に取り組む。

ほか

▼ 関連文化財群に関する主な措置

1. 初期稲作文化の顕現
■行政、専門家等 ■R6～15
2. 古墳群の調査・研究の実施
■行政、市民、専門家等 ■R6～15
3. 古墳群の保存と整備
■行政、市民、所有者等、専門家等 ■R9～15
4. 古墳展示の再整備とガイダンス施設、サインの整備
■行政、市民、所有者等、専門家等 ■R6～15
5. 葬送儀礼の復元など体験事業の実施
■行政、市民、専門家等 ■R6～15